

差 額 退 職 手 当 請 求 書

年 月 日

神奈川県市町村職員退職手当組合長 様

組合市町村長

印

年度給与条例の改正に伴い次のとおり給料月額が異動したので、差額退職手当を支給されるよう申請します。

団体・職員番号		フリガナ 氏 名		(職 種)	
住 所					
死亡退職等の 場合の受給者		フリガナ 氏 名		住 所	
就 職 年 月 日		退 職 年 月 日		年 齢 歳	
				退職事由	
				退職手当の算定の基礎となる勤続期間	
				年 月	
退職日給料月額 ①		退職手当基本額算定 上の給料月額②		退職手当基本額 の支給率 ③	
改定後 (級 号) 円		①× () 円		月 円	
改定前 (級 号)		①× ()		円	
退職手当基本額 ④=②×③		基本額の特例 ⑤ (計算は別紙)		新条例退職手当額⑦=④又は⑤+⑥	
改定後 円		円		円	
改定前					
新条例切替日前日までの支給率等		新条例切替日前退職手当額		退 職 手 当 支 給 額	
年 齢 勤続年数 旧条例支給率⑧		⑩=⑧×(⑨×)		⑪=⑦又は⑦<⑩の場合は⑩の額	
歳 年 月				改定後 円	
給料月額 ⑨ (級 号) 円		円		改定前	
				差 額	
退職事由による特別負担金 (1)		支給条例第3条第1項の支給率 ⑫		月	
特別負担金 (1) の額算定上の退職手当額 ⑬=①×⑫旧条例適用は ⑨×⑫		改定後 円		特別負担金 (1) ・ (2) の合計 ⑭+⑰	
		改定前		改定後 円	
特別負担金 (1) の額⑭=④又は⑤-⑬ 旧条例適用は⑩-⑬		改定後 円		改定前	
		改定前		差 額	
給料月額 による 特別負担金 (2)		退職日給料月額(退職日給料月額が 退職の1年前の号給より4号給を超 えている場合は4号給上位の額) ⑮		特別負担金 (2) の額 ⑰=④又は⑤-⑱ 旧条例適用は⑩-⑱	
改定後 (級 号 給) 円		円		円	
改定前 (級 号 給)				円	

※ 死亡退職の場合⑮の4号給は8号給に、⑫の支給率は③の支給率に読み替える。